

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

認知症高齢者グループホームに係る緊急点検について

3月13日に北海道札幌市の認知症高齢者グループホームにおいて発生した火災により死者7名、負傷者2名の犠牲が出たことは、誠に遺憾である。

この火災については、現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、かかる火災の被害を防止するため、消防部局及び福祉部局と連携を図りながら、下記により認知症高齢者グループホームの状況について緊急に立入検査等をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

記

1. 点検対象

認知症高齢者グループホーム（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設）

2. 報告事項

別記様式のとおり。

3. 報告期限

平成22年4月20日（火）までに下記担当に報告すること。

4. その他

点検の結果、建築基準法令に違反する事項が認められた場合は、速やかに是正指導等を行うこと。

別添1のとおり消防庁予防課長から都道府県消防防災主管部長等あてに、別添2のとおり厚生労働省老健局高齢者支援課長から都道府県介護保険主管課（室）長あてに、それぞれ通知されているので、点検に当たっては、これらを参考に消防部局及び福祉部局と十分に連携を図られたい。

1. の点検対象以外の施設についても、消防部局及び福祉部局から建築基準法令に違反している又は違反している疑いがある旨の通報があった場合には、必要に応じて立入調査

等により事実を確認の上、是正指導等を行うこと。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 阿部、高瀬、西森

電 話 03-5253-8111（内線39-567、39-569）

F A X 03-5253-1630

mailto: takase-j268@mlit. go. jp

nishimori-t8910@mlit. go. jp

## 認知症高齢者グループホームに係る緊急点検結果

都 道 府 県 名

担当部課(係)名

担 当 者 名

連絡先(電話)

メールアドレス

### 建築基準法令への適合状況(用途変更等)

	件数(件)	割合(%)
「1. 点検対象」に該当するもの		
うち建築基準法令に関する違反を把握したもの		
うち是正指導を行ったもの		
うち是正済みのもの		